

所有者等の探索を再開する旨の開始等について（お知らせ）

下記 2 の土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 3 条第 1 項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第 15 条第 2 項又は第 17 条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和 8 年 5 月 20 日

岐阜地方法務局高山支局 登記官 杉 浦 誠

記

- 1 手続番号（中止前の手続番号）  
第 2005-2026-8164 号（第 2005-2024-6152 号）
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
高山市朝日町青屋字向田平 652 番 1
- 3 地目  
墓地
- 4 地積  
13 平方メートル
- 5 表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項  
岩崎長三郎
- 6 意見又は資料の提出先
  - (1) 高山市昭和町 2 丁目 220 番地  
岐阜地方法務局高山支局
  - (2) 岐阜市金竜町五丁目 13 番地  
岐阜地方法務局不動産登記部門